南島原NEWS にゅーす

お問い合わせは各担当課へ

国民年金の届け出は忘れずに

▼お問い合わせ
諫早社会保険事務所 ☎0957（25）1666
市民生活部 市民課 保険年金班 ☎050（3381）5040

春は異動のシーズンです。「就職」「退職」「転勤」などが多い季節です。

これらの節目には国民年金の届け出を忘れずに行ってください。

●住所や氏名が変わったとき

住所変更届または氏名変更届を提出して下さい。

第一号被保険者は、市役所市民課市民班へ、第三号被保険者は配偶者の勤務する事業主を通じて提出してください。

●会社員である配偶者に扶養されるようになったとき

国民年金第三号被保険者資格取得届を配偶者の勤務する事業主を通じて提出してください。

●会社を辞めたとき

国民年金第一号被保険者資格取得届を市役所市民課市民班へ提出して下さい。

●会社員である配偶者に扶養されなくなったとき（配偶者が会社を辞めたときや本人のパート収入が増えたとき）

国民年金第一号被保険者資格取得届を市役所市民課市民班へ提出して下さい。

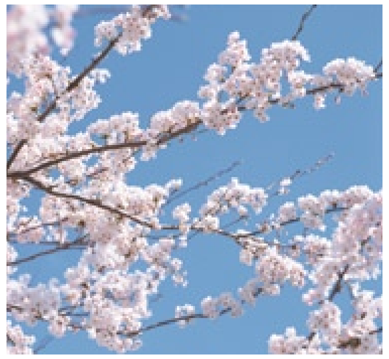

学生納付特例申請の簡素化について

平成20年度に学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている人で、平成21年度も引き続き在学予定の人へ、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、添付書類は不要です。なお、初めて学生納付特例の申請をする人は、従来どおり在学証明書などの添付書類が必要です。

また、平成21年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの社会保険事務所にご連絡ください。

平成21年4月から 水道・下水道料金納入通知書兼領収証書の様式が変わります

▼お問い合わせ　水道部 上水道課
☎050（3381）5070

口座振替を利用していない人への納入通知書兼領収証書（以下納入通知書）の様式を平成21年度から変更します。

平成21年3月分までは納入通知書を封筒に入れて送付しますが、平成21年4月分からはメールシーラー形式（ハガキ状に圧着したもの）での送付に変更します。

他のメールシーラー形式の通知などとお間違えのないようにご注意ください。

4月分から納入通知書を
メールシーラー形式（ハガキ状に圧着したもの）に変更します

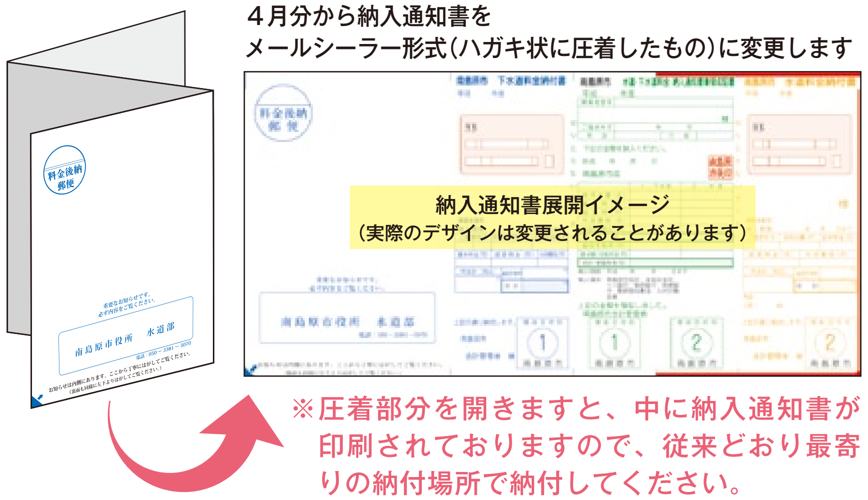

※圧着部分を開きますと、中に納入通知書が印刷されておりますので、従来どおり最寄りの納付場所で納付してください。

共に生きよう、地域ぐるみで取り組もう、協調体制こそがお互いの明日を約束します

ジャガイモ塊茎えそ病・タバコ黄斑えそ病撲滅作戦!!

▼お問い合わせ　農林水産部 農林課 農林班 ☎050（3381）5060

作付前 重要ポイント　ばれいしょ畑とたばこ畑の隣接回避

★100m以上離して作付けしよう!!

ばれいしょ

（12月下旬～1月中旬）

- 植付　・種いもは、更新してください（農水省検定済種いもの作付）
- ・アドマイヤー1粒剤散布 4kg/10a
- 出芽
- 防除　・薬剤散布　4/中から7日毎に3～4回
- 収穫　・収穫後の畑清掃

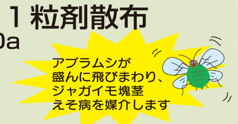

たばこ

- 防除　・障壁作物（ライ麦等）作付（前年11月）
- 植付　・防虫網等設置　・アブラムシ回避用被覆物使用　・トンネル除去
- 防除　・薬剤散布（4月～5月）

1月　2月　3月　4月　5月（3月～5月：アブラムシ注意期間）

作付後 重要ポイント　ばれいしょとたばこの協調体制による一斉防除

★ピンポン感染をふせごう!! ★農薬の飛散に注意をはらおう!!

6月　7月　8月　9月　10月　11月　12月

ばれいしょ

（9月）

- 植付・出芽・防除　・薬剤散布　10/初から7日毎に2～3回
- 収穫　・収穫後の畑清掃

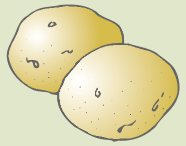

たばこ

- 収穫　・収穫後の畑清掃

犬や猫を飼うときのルールとマナー

▼お問い合わせ　市民生活部 環境課 環境政策班
☎050（3381）5041

犬や猫のフン害について

最近、市内の道路や公園、民家の庭先等で、犬や猫のフンが散乱しているという「フン害」の苦情が多数寄せられています。

フンの中には病原菌や寄生虫の卵などが含まれていることがあり、口に入れると病気を引き起こす可能性があります。特に公園の砂場などでは、幼い子どもたちが間違って口に入れる可能性もあります。

フンを拾って持ち帰るのは飼い主としての最低限のマナーです。一部のマナーを守らない飼い主の行動で、きちんとマナーを守っているたくさんの飼い主も迷惑しています。

散歩するときは周りに迷惑をかけないように、必ずフンを処理する袋やティッシュなどを持ち歩いてください。

※猫については、感染症や交通事故を防ぐためなるべく室内で飼うようにしましょう。

※野良犬、野良猫には、むやみにエサを与えないでください。

犬の登録変更等について

次の場合は、届け出が必要です。速やかに市民生活部環境課、各総合支所市民課（西有家庁舎を除く）へ届け出てください。

①犬が死亡した場合（鑑札および狂犬病予防注射済票が必要です。）
②犬の所有者の氏名または住所が変わった場合
③犬の所在地が変わった場合
④犬の所有者が変わった場合
（登録済の犬を譲り受けた場合は、新たに登録の必要はありませんが、新しい所有者は、所有者が変更になったことを、届け出なければなりません。）